〃	栗原市
〃	大崎市
〃	柴田町
〃	能代市
〃	横手市
〃	大館市
〃	北秋田市
〃	山形市
〃	米沢市
〃	鶴岡市
〃	酒田市
〃	新庄市
〃	寒河江市
〃	上山市
〃	村山市
〃	長井市
〃	天童市
〃	東根市
〃	尾花沢市
〃	会津若松市
〃	土浦市
〃	古河市
〃	石岡市
〃	笠間市
平成22年	ひたちなか市
平成21年	鹿嶋市
〃	神栖市
〃	東海村
〃	栃木市
平成22年	大田原市
平成21年	矢板市
〃	さくら市
〃	那須烏山市
〃	壬生町
〃	高崎市
〃	桐生市
〃	太田市
〃	館林市
平成22年	大泉町
平成21年	秩父市
〃	本庄市
〃	鴻巣市

備考　地図の刊行日　平成24年３月１日

上記の電子国土基本図（地名情報）は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第８号

岩手県花巻市鍛治町４番４号、前住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字鐙田80番地４

債務者　鎌田　哲也

1　決定年月日時　平成24年２月16日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　前田　　毅

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３号

福岡県久留米市東合川２丁目10番17―106号

債務者　東原　信子

1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　牛島　加代

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７号

福岡県久留米市西町1173―１　広又コーポ６、住民票上の住所福岡県大川市大字酒見1441番地７

債務者　宮﨑　行雄

1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　日野　佳弘

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前10時

5　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第５号

大分県宇佐市大字葛原202番地の５

債務者　東本　敏彦

1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　松田めぐみ

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後２時20分

5　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号

静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8969番地の８

債務者　加茂　　力

1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安間　龍彦

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後２時

5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２号

山口県美祢市大嶺町東分323番地４

債務者　大山　正夫

1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　越智　　博

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午後２時

5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第４号

長野県諏訪市岡村１丁目１番20号

債務者　小松　和子

1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　諏訪　雅顕

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１７号

福井県南条郡南越前町牧谷第28号17番地の３促進住宅２―207

債務者　辻　　広美

1　決定年月日時　平成24年２月16日午前９時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岩佐　裕美

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福井地方裁判所民事部破産係